

事 務 連 絡
令和 6 年 8 月 23 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

令和 6 年度診療報酬改定で新設された「訪問看護管理療養費 1」及び
「訪問看護管理療養費 2」に係る届出について（その 2）

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡しましたので、別添団体各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう協力方お願いいたします。

(別添)

公益社団法人 日本医師会 御中
公益社団法人 日本歯科医師会 御中
公益社団法人 日本薬剤師会 御中
一般社団法人 日本病院会 御中
公益社団法人 全日本病院協会 御中
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中
一般社団法人 日本医療法人協会 御中
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中
公益社団法人 日本看護協会 御中
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中
公益財団法人 日本訪問看護財団 御中
独立行政法人 国立病院機構本部 御中
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中
独立行政法人 労働者健康安全機構本部 御中
健康保険組合連合会 御中
全国健康保険協会 御中
健康保険組合 御中
公益社団法人 国民健康保険中央会 御中
社会保険診療報酬支払基金 御中
財務省主計局給与共済課 御中
文部科学省高等教育局医学教育課 御中
文部科学省高等教育局私学行政課 御中
総務省自治行政局公務員部福利課 御中
総務省自治財政局公営企業課準公営企業室 御中
警察庁長官官房人事課 御中
防衛省人事教育局 御中
労働基準局労災管理課 御中
労働基準局補償課 御中
各都道府県後期高齢者医療広域連合 御中

令和 6 年 8 月 23 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部） 御中

都道府県後期高齢者医療主管部（局）

後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

令和 6 年度診療報酬改定で新設された「訪問看護管理療養費 1」及び
「訪問看護管理療養費 2」に係る届出について（その 2）

「訪問看護管理療養費 1」及び「訪問看護管理療養費 2」に係る施設基準及びその届出に関する手続きについては、「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 7 号厚生労働省保険局医療課長通知）及び「令和 6 年度診療報酬改定で新設された「訪問看護管理療養費 1」及び「訪問看護管理療養費 2」に係る届出について」（令和 6 年 5 月 28 日事務連絡）により、その取扱いをお示ししてきたところであるが、今般、令和 6 年度診療報酬改定以前には全ての訪問看護ステーションにおいて届出が必要となる訪問看護療養費はなかったという特別な事情を踏まえ、「訪問看護管理療養費 1」及び「訪問看護管理療養費 2」に係る施設基準の届出については、下記の取扱いとすることとしたため、貴管下の訪問看護ステーション及び審査支払機関に周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段の御配慮を願いたい。

記

令和 6 年 6 月 1 日からの算定に係る「訪問看護管理療養費 1」及び「訪問看護管理療養費 2」の施設基準の届出については、令和 6 年 9 月 17 日までに届出を受理した場合については、令和 6 年 6 月 1 日から算定可能とする。

※ 令和 6 年 9 月 30 日までの間、経過措置対象事業所は「訪問看護管理療養費 1」の施設基準を満たさない場合であっても、「訪問看護管理療養費 1」の施設基準に該当するものとみなす経過措置を設けている。なお、当該経過措置に該当する場合にも、算定に当たっては施設基準の届出が必要となる。

【訪問看護管理療養費】

問 1 訪問看護管理療養費 1 又は訪問看護管理療養費 2 の届出を令和 6 年 9 月 17 日までにやっている場合における、令和 6 年 6 月 1 日以降の指定訪問看護実施分の訪問看護管理療養費 1 及び訪問看護管理療養費 2 の取扱い如何。

(答) 令和 6 年 6 月 1 日から算定可能となる。

また、施設基準の届出がないものとして審査支払機関から返戻等された訪問看護管理療養費については、再請求を行うことが可能である。

なお、これに伴い、「令和 6 年度診療報酬改定で新設された「訪問看護管理療養費 1」及び「訪問看護管理療養費 2」に係る届出について」（令和 6 年 5 月 28 日事務連絡）別添の問 1、問 2、問 4 及び問 5 は廃止する。

問 2 令和 6 年 3 月 31 日時点において指定訪問看護を行う訪問看護ステーションであって、訪問看護管理療養費 1 の施設基準を満たしていない事業所が、「訪問看護管理療養費 1 の基準については、令和 6 年 3 月 31 日時点において現に指定訪問看護事業者が、当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所については、令和 6 年 9 月 30 日までの間に限り、訪問看護管理療養費 1 の基準に該当するものとみなす」との経過措置により訪問看護管理療養費 1 を算定しようとする場合、どのような届出を行う必要があるのか。

(答) 令和 6 年 6 月訪問看護実施分から算定する場合には、令和 6 年 9 月 17 日までに訪問看護管理療養費 1 の届出を行う必要がある。

問 3 訪問看護管理療養費 1 又は 2 の届出を、令和 6 年 9 月 17 日までにやっている場合であっても、令和 6 年 10 月 1 日までに改めて地方厚生（支）局長に届出を行う必要はあるのか。

(答) 届出内容に変更がない場合には、改めて届出を行う必要はない。

なお、令和 6 年 9 月 17 日までに訪問看護管理療養費 1 の届出を行った訪問看護ステーションのうち、経過措置終了時点で施設基準を満たさない訪問看護ステーションについては、令和 6 年 10 月 1 日までに訪問看護管理療養費 2 の届出を行う必要がある。

問 4 令和 6 年 4 月 1 日以降に、新たに指定を受けた訪問看護ステーションが、令和 6 年 6 月 1 日から訪問看護管理療養費 1 又は 2 の算定を行う場合は、令和 6 年 9 月 17 日までに訪問看護管理療養費 1 又は 2 の届出を行う必要があるのか。

(答) そのとおり。

問 5 本事務連絡の取扱いは、令和 6 年 4 月 1 日以降に、新たに指定を受けた訪問看護ステーションも対象となるか。

(答) 対象となる。

問 6 令和 6 年 7 月 1 日までに訪問看護管理療養費 1 又は訪問看護管理療養費 2 を届け出ていなかった訪問看護ステーションにおいて、令和 6 年 6 月訪問看護実施分の当該療養費を請求していなかった場合、再請求を行うことが可能となるか。

(答) 訪問看護管理療養費 1 又は訪問看護管理療養費 2 の届出受理通知を受け取った後に再請求が可能。

なお、再請求に伴い、利用者に対して追加で費用を徴収する場合は、十分に説明を行うこと。

問 7 令和 6 年 7 月 1 日以降に訪問看護管理療養費 1 又は 2 の算定可能として届出を行っている訪問看護ステーションにおいて、令和 6 年 6 月 1 日から算定開始とされた日までの期間の訪問看護管理療養費 1 又は 2 の算定も可能となるのか。

(答) 令和 6 年 6 月 1 日から訪問看護管理療養費 1 又は 2 を算定するとして、届出直しがあった場合には算定可能となる。

なお、届出直しに伴い、利用者に対して追加で費用を徴収する場合は、十分に説明を行うこと。

問 8 訪問看護管理療養費 1 又は訪問看護管理療養費 2 の届出後、当該療養費はいつから請求が可能となるのか。

(答) 訪問看護管理療養費 1 又は訪問看護管理療養費 2 の届出受理通知を受け取った後に請求可能。

問 9 訪問看護管理療養費 1 又は訪問看護管理療養費 2 を届け出ている訪問看護ステーションにおいて、令和 6 年 9 月 1 日以降の算定区分の変更を行う場合も令和 6 年 9 月 17 日までに届出を行えばよいのか。

(答) 変更の届出を行う場合は、算定を開始する月の最初の開庁日までに届出を行う必要がある。

問 10 訪問看護管理療養費 1 を届出後に、訪問看護管理療養費 2 への変更の届出を新たに行っている訪問看護ステーションにおいて、再度訪問看護管理療養費 1 の届出を行った場合、訪問看護管理療養費 2 を算定していた期間について、訪問看護管理療養費 1 に訂正して再請求できるか。

(答) 変更の届出を行っている場合は、本事務連絡の取扱いの対象とならない。